

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和8年度
計画主体	岡山県矢掛町

## 矢掛町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 矢掛町産業観光課  
所在地 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018  
電話番号 0866-82-1016  
FAX番号 0866-82-1454  
メールアドレス E-mail info@town.yakage.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ, ニホンザル, タヌキ, アナグマ, ハクビシン, アライグマ, ヌートリア, ハシブトガラス, ハシボソガラス, ニホンジカ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	岡山県小田郡矢掛町

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状 (令和7年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	被害面積
イノシシ	水稲・野菜・果樹・その他	2,903千円	2.14ha
ニホンザル	水稲・野菜・果樹	329千円	1.71ha
タヌキ アナグマ ハクビシン アライグマ	水稲・野菜・果樹	37千円	0.05ha
ヌートリア	水稲	39千円	0.03ha
ハシブトガラス ハシボソガラス	水稲・野菜・果樹	280千円	0.86ha
合計		3,588千円	4.79ha

※被害金額, 被害面積いずれも推定値。

### (2) 被害の傾向

<p>①イノシシ</p> <p>イノシシによる被害は, 年間を通じて継続的に食害が発生しており, 被害金額全体の8割を占めている。また, 食害のみでなく, ため池の堤防, 田の畦等への掘り起こしによる崩落の被害が見られる。</p> <p>被害区域は, 全町に広がっており, どの地区においても, 水稲被害の他, 畑の掘り起こしによる野菜等の被害がある。</p> <p>令和7年度は前年度に比べ約半数の捕獲頭数であり, 防護柵設置地域の被害は減少しているが, 未設置地域へ被害が出ており, 継続した対策が必要である。</p> <p>②ニホンザル</p> <p>ニホンザルによる被害は, 果樹, 野菜類の収穫時期での食害が多く見られた。美川地区に約30頭の群れが移動しながら被害を及ぼしている。</p> <p>③タヌキ, アナグマ, ハクビシン, アライグマ</p> <p>タヌキ, アナグマ, ハクビシン, アライグマによる被害は, 果樹, 野菜類の収穫時期で</p>
---

の食害が発生している。

被害区域は、全町に広がっており、山裾の近い農地で野菜、果樹類が被害を受けている。

④ヌートリア

ヌートリアによる被害は、水稻の食害のみでなく、ため池の堤防、田の畦等への巣穴による崩落の被害が見られる。

被害区域は、全町に広がっており、特に河川、ため池等の水辺の近くに集中している。

⑤ハシブトガラス・ハシボソガラス

カラスによる被害は、減少傾向ではあるが年間を通じて被害が発生している。ナシ、ブドウ等の農作物被害だけでなく、飼料等の食害も見られる。

被害区域は中山間地域を中心にして、民家の近くの菜園にまで広がっている。

⑥ニホンジカ

ニホンジカについては、現時点では大きな被害報告はないものの、年数件の目撃情報がある。被害が増加する前に積極的に個体数管理を行う必要がある。

### (3) 被害の軽減目標

年々、被害が拡大する中で、関係機関と被害地域とが一体となり、鳥獣害の防止と有害鳥獣の駆除に努め、被害拡大を防ぐ。

指標	現状値(令和7年度)	目標値(令和10年度)
被害金額	3,588千円	3,474千円
うち イノシシ	2,903千円	2,815千円
うち ニホンザル	329千円	317千円
うち タヌキ・アナグマ ハクビシン・アライグマ	37千円	35千円
ヌートリア	39千円	36千円
ハシブトガラス ハシボソガラス	280千円	271千円
被害面積	4.79ha	4.61ha
うち イノシシ	2.14ha	2.05ha
うち ニホンザル	1.71ha	1.65ha
うち タヌキ・アナグマ ハクビシン・アライグマ	0.05ha	0.05ha
ヌートリア	0.03ha	0.03ha
ハシブトガラス ハシボソガラス	0.86ha	0.83ha

※被害金額、被害面積はいずれも推定値。

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>矢掛町猟友会による実施隊駆除班及び実施隊自治会班を編成し、精力的に有害鳥獣の捕獲を実施している。</p> <p>捕獲手段に関しては、駆除班実施隊が町内一円で銃器、わなを用いて捕獲を実施している。</p> <p>実施隊自治会班は各自治会内でわなを用いて捕獲を実施している。</p> <p>岡山県事業等により、イノシシ捕獲檻を町内に導入し、イノシシの捕獲体制の強化に努めた。</p>	<p>高齢化による狩猟者の減少に伴って捕獲の担い手の育成が必要となっている。</p> <p>捕獲体制は強化されているものの、イノシシ被害は依然として多く出ているため、今後もイノシシ捕獲機材(箱わな、囲いわな等)の普及促進し、管理体制整備を重点に置く必要がある。</p> <p>また、鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼすため、周辺の市町村と連携した一斉捕獲の実施についても課題となっ</p>

		ている。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵の設置については、普及促進を行い、岡山県事業や町単独事業の活用により、イノシシ侵入防止柵の整備を実施している。	被害の大部分が山間部を占めており防護柵の整備がまだ十分には進んでいない。集落ぐるみで侵入防止柵の整備が必要である。 整備されていない地域に被害が及ぶようになり、これらの新たな地域にも防護柵の普及が急務となっている。 また、有害獣の温床となっている耕作放棄地の刈払い(緩衝帯の整備)等、住民に対する被害対策の普及・啓発活動が必要である。
生息環境管理その他の取組	専門家を招いた講習会等を実施して、被害防止の普及を行っている。	放任果樹の除去や耕作地の見回りなど、地域の高齢化に伴い、環境管理が行き届かなくなってきている。

### (5) 今後の取組方針

<p>鳥獣被害防止を図るため引き続き、個体数管理(有害鳥獣の捕獲駆除)・被害地管理(防護施設の設置)を推進していく。</p> <p>平成20年度からの取組により、矢掛町ではイノシシ等の野生鳥獣の捕獲体制が以前より強化され、住民に対する一定の普及・啓発も行ってきたが、鳥獣の個体数は繁殖率が高いため未だ被害の顕著な減少には至っておらず、今後も引き続き被害対策を強化していく必要がある。</p> <p>今後は、地域の意識改革による被害防除体制の確立を行うために、捕獲と防護柵による被害防止対策の普及推進、周辺市町村の一斉捕獲体制の検討、捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備を行っていく。</p>
--

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>農林業者等からの依頼を受けて、猟友会で結成された各駆除班が積極的に有害鳥獣の捕獲を行い、イノシシ、ヌートリア等については、捕獲数が増加した。矢掛町猟友会(駆除班)と連携して、鳥獣害対策の普及・啓発を行い、捕獲体制を整えていくとともに、岡山県事業を活用し、有害獣の捕獲の担い手を育成するために狩猟免許や銃所持許可の新規取得者へ助成を行う。</p> <p>また、平成25年度に設置した矢掛町鳥獣被害対策実施隊により、矢掛町鳥獣被害防止計画を効果的に推進し、鳥獣による農林水産業等の被害防止活動に取り組む。</p>
---

## (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	計画に定める全 ての対象鳥獣	・鳥獣被害対策実施隊による駆除捕獲の推進 ・鳥獣の生息状況及び農作物被害状況の調査・把握 ・駆除班員の後継者の確保

## (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>対象鳥獣による農作物被害は、被害金額、被害面積共に減少しているが、同時に耕作を行っている田畑が減少していることを加味すれば高止まりで推移していると考えられる。</p> <p>また近年では被害地域が拡大傾向にあるため、矢掛町猟友会駆除班及び矢掛町鳥獣被害対策実施隊が広域的な駆除を行うことを目的に、過去の実績を基に3年間の捕獲計画を決定し個体数の調整を行うこととする。被害状況大きな変化が見られたり目撃情報が急激に増加した場合は、その都度見直しを図ることとする。</p> <p>① イノシシ</p> <p>矢掛町では、依然イノシシの被害は全町に広がっており、継続して捕獲を行って被害軽減を図る必要があると考えられる。令和7年度は前年度に比べ約半数の捕獲頭数ではあったが、目撃情報・被害状況等を考慮し、捕獲計画数は400頭とする。</p> <p>② ニホンザル</p> <p>美川地区のニホンザルについて、継続して捕獲数を増やしていく必要があると考えられる。そのため、岡山県・近隣市町村と連携して効果的に捕獲を実施するため、目撃情報・被害状況等を考慮し、捕獲計画数は10頭とする。</p> <p>③ タヌキ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ</p> <p>矢掛町ではタヌキ、アナグマ、ハクビシン、アライグマの被害状況はあまり改善しておらず、引き続き捕獲に取り組むこととした。目撃情報・被害状況等を考慮し、捕獲計画数は200頭とする。</p> <p>④ ヌートリア</p> <p>ヌートリアについても、個体数は減少傾向にあるが、被害状況の大幅な改善には至っておらず、引き続き捕獲を強化していく必要があると考えられる。目撃情報・被害状況等を考慮し、捕獲計画数は200頭とする。</p> <p>⑤ ハシブトガラス・ハシボソガラス</p>

カラスによる果樹、野菜等への被害状況はあまり改善しておらず、引き続き捕獲を強化していく必要があると考えられる。目撃情報・被害状況等を考慮し、捕獲計画数は200羽とする。

⑥ ニホンジカ

目撃情報が寄せられており、今後被害の拡大が予想されるため、年間捕獲計画を10頭とする。

※①～⑥銃器・わなを用いて捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	400	450	500
ニホンザル	10	10	10
タヌキ	80	80	80
アナグマ	80	80	80
ハクビシン	20	20	20
アライグマ	20	20	20
ヌートリア	200	200	200
ハシブトガラス ハシボソガラス	200	200	200
ニホンジカ	10	10	10

捕獲等の取組内容

町内の実施隊駆除班及び実施隊自治会班の連携を一層深め、情報共有等による駆除活動の円滑化を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ その他鳥獣	電気柵 5,000m ワイヤーメッシュ 1,000m	電気柵 5,000m ワイヤーメッシュ 1,000m	電気柵 5,000m ワイヤーメッシュ 1,000m

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ その他鳥獣	侵入防止柵の設置後は、適正に管理するために柵の破損や不備が無いように定期的に点検・草刈り等を行う。		

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

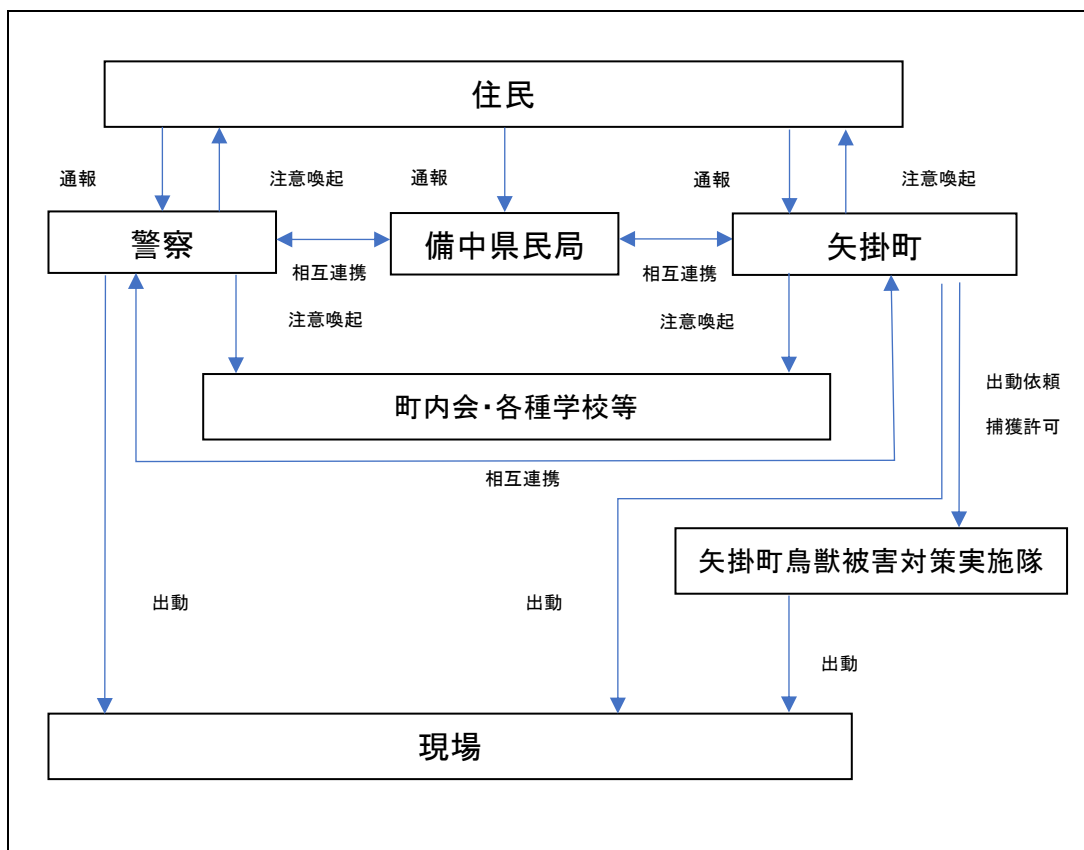
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	計画に定める全ての対象鳥獣	ホームページに加え、広報誌などでも被害防止対策に関する情報を周知する。 また、鳥獣被害に対して適切な被害防止対策を助言できるように、矢掛町鳥獣被害対策実施隊員は、講習会等へ積極的に参加し、有害鳥獣被害対策に係る知識の習得及び技術の向上に努めるとともに、地域住民が主体的に放任果樹の除去、藪の刈払いによる緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制の整備を図る。

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
矢掛町	被害調査及び連絡調整等、対処全般に関すること。
井原警察署	地域巡回、情報提供、警戒、広報など住民の生命の安全確保に関すること。
岡山県備中県民局	情報提供、助言、指導等。
矢掛町猟友会(駆除班)・実施隊	対象鳥獣の捕獲に関すること。

##### (2) 緊急時の連絡体制



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の個体処理については、捕獲者の自らの責任において処分することとしており、捕獲した有害鳥獣は、捕獲後適切に埋設処分等を行う。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・自己の食用とする場合は、野生鳥獣食肉衛生管理ガイドラインを参考に解体処理するものとする。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

### (2) 処理加工施設の取組

計画期間中における整備計画なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	矢掛町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
矢掛町議会	矢掛町と連携して、事業推進及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
矢掛町猟友会(駆除班)・実施隊	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
農業関係者	有害鳥獣に関する情報提供、防護柵の設置、捕獲檻の管理(餌付け)及び草刈り等有害鳥獣を捕獲しやすい環境への協力を行う。
被害集落の代表者	有害鳥獣に関する情報提供、防護柵の設置、捕獲檻の管理(餌付け)及び草刈り等有害鳥獣を捕獲しやすい環境への協力を行う。
矢掛町役場 産業観光課	事務を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岡山県備中県民局農林水産事業部 農畜産物生産課, 森林企画課, 井笠農業普及指導センター	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供, その他必要な援助を行う。
晴れの国岡山農業協同組合	対象地域を巡回し, 有害鳥獣関連情報の提供, 並びに被害防止技術の情報提供, 営農(技術)指導, その他必要な援助を行う。
岡山県農業共済組合	農家への有害鳥獣関連情報の提供や被害実態等情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町長が任命した者で鳥獣被害対策実施隊を平成 25 年度に結成し, 実施隊による被害防止策の普及・啓発等に併せて, 狩猟者の確保, 育成を行うとともに市街地での緊急捕獲等に対応する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町内全域における農作物の被害は深刻な状態に陥っている。また, 山間部を中心として高齢化が進んでいるため, 被害防護柵の設置, 緩衝帯の整備が限界集落の地域では, 困

難な状態となっている。

そこで、広範囲の被害防止策(被害防止柵の設置、緩衝帯の整備等)を講じる場合に、地域全体での取り組みを行っていく。

#### 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

矢掛町と井原市の境界付近でニホンザルの生息が確認されており、農作物被害が発生していることから、矢掛町と井原市の境界付近の一部地域について相互に駆除許可を出し、今後も円滑な駆除活動を実施できるよう調整することとする。